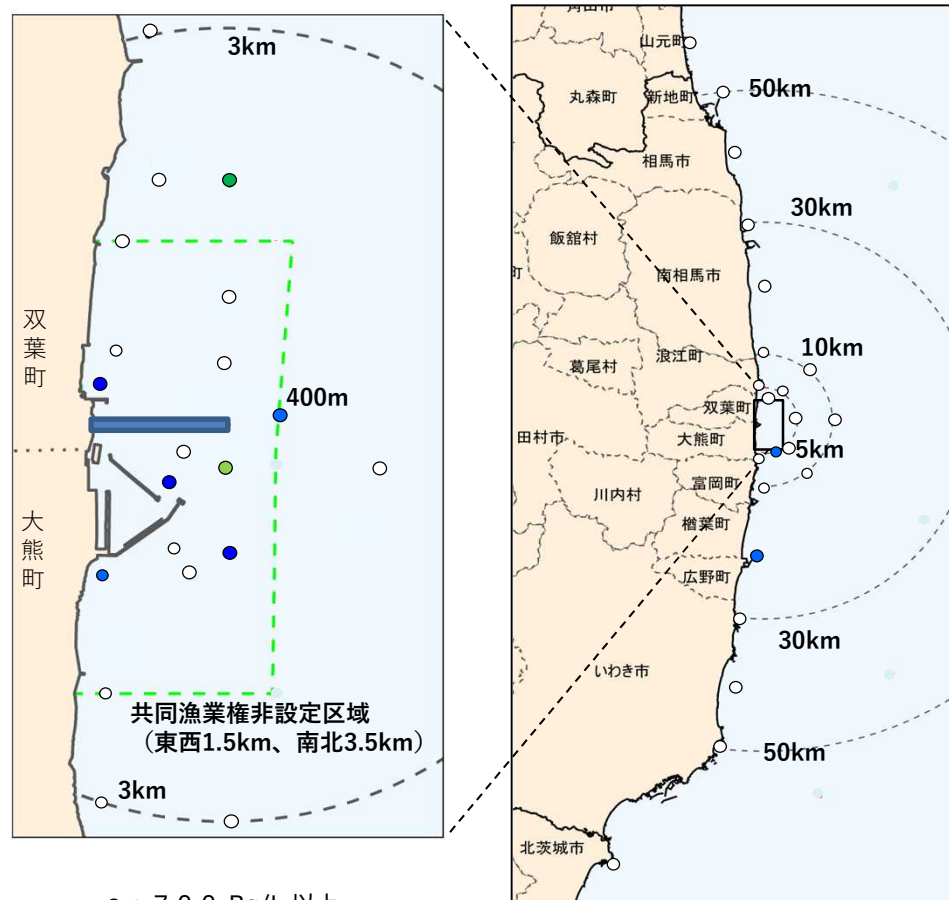


# 1. 放出後の海水のモニタリング結果の概要

放出後の濃度検出状況（12月18日時点）

※環境省、規制委、福島県のモニタリング結果を集約し、測点ごとの最大値を色分けしたもの。

- 環境省、原子力規制委員会、福島県の分析結果では、トリチウム濃度は検出下限値未満～5.0 Bq/L。
- 放水口近くでは国内の過去の変動の範囲内であったほか、放水口から数km離れば、ほぼ放出前と変わらない濃度となっている。
- なお、東京電力のモニタリングにおいても、迅速分析によって値が検出されたのは、放水口に極めて近い場所（放水口の直近で最大22 Bq/Lを検出）、かつ放出期間中のみ。



- : 700 Bq/L 以上
- : 20 Bq/L 以上 700 Bq/L 未満
- : 5 Bq/L 以上 20 Bq/L 未満
- : 1 Bq/L 以上 5 Bq/L 未満
- : 0.2 Bq/L 以上 1 Bq/L 未満
- : 0.2 Bq/L 未満

## 2. 国内外の反応

- 科学的知見に基づく冷静な受け止めが広がっていると認識。
- 国内においては、むしろ日本産水産物を応援するような動きも見られる。市場で大きく価格が下落するような様子も見られない（輸出品を除く）。
- 国際的には、多くの国・地域で理解が広がっている一方、一部の国・地域（中国（香港、マカオ含む）やロシア等）ではネガティブな反応も見られ、輸入規制措置がとられるなどしている。

### ALPS処理水の海洋放出に関するG7のコメント



#### アメリカ：国務省報道官声明（8/25）

「米国は日本の安全で透明性が高く、科学的根拠に基づいたプロセスに満足。」、「日本が引き続き透明性を保ち、IAEAだけでなく地域の利害関係者とも関与していることを歓迎。」



#### イギリス：外務・英連邦・開発省報道官声明（8/31）

「英国は、このような行動（ALPS処理水の海洋放出）をとる日本政府を全面的に支持する。」、「IAEAのモニタリングと、日本による福島第一原発からの処理水の放出が安全であり、国際的に受け入れられている原子力安全基準に合致しているというIAEAの判断に全面的に満足していることを改めて表明する。」、「英国は、トリチウム水放出の日常的な性質を強調する。これは、世界の原子力産業における標準的な慣行。」



#### フランス：外務省声明（9/14）

「福島第一原子力発電所からの処理水の海洋放出に関して、ここ数カ月間にわたって行われている日本との継続した対話を歓迎する。」、「7月4日にIAEAが日本の首相に提出した報告書に従い、このオペレーションが最高の原子力安全および放射線防護基準に完全に準拠することを確保するための日本の努力を強調したい。」、「IAEAとの協力作業において日本のチームが示した透明性を強調する。」



#### ドイツ：環境省記者会見（8/23、同省HPに掲載）

「今回の海洋放出は、計画通り長期間にわたって拡散されれば無害である。」、「科学的で透明性のある手続きは実施されており、希釈や排出経路など各種要件が守られている限り、環境に影響はないとする東京電力の決定や日本当局の評価を支持することができる。」



#### イタリア：駐日伊大使館HP及びエックス（8/28）

「イタリアは日本による科学的かつ透明性の高い処理水放出のプロセスを評価。放出処理が完了するまで、IAEAの監視活動を確信を持って支援し続ける。」



#### カナダ：カナダ外務省エックス発信（8/31）

「日本とIAEAとの緊密な関係及び、福島第一原子力発電所からの放水は国際的に受け入れられている原子力安全基準を遵守していることを示したIAEA包括報告書を歓迎。」



#### 駐日EU代表部声明（9/1）（EU本部でとりまとめた立場を駐日代表部にて和英で掲載）

「日本当局が福島第一原発及び処理水の放出状況について、タイムリーかつ透明性のある形で定期的に最新情報を提供していることを評価。」、「5/31のIAEAの最新審査報告書において、日本の分析体制が処理水の排出プロセスを支える持続可能かつ強固なものであるというIAEAの所見に留意。」

### 3. 環境省の今後のモニタリング実施に係る検討の視点

#### 科学的知見の蓄積

- 迅速分析による検出の可能性は放水口近傍、放出期間中のみ
- 拡散状況の正確な把握には、広域での年4回の精密分析の着実な実施が重要

#### 風評被害の抑制

- 広域の迅速分析は環境省のみ実施
- 想定外の事態が発生していないことの確認も必要

#### 持続可能性の確保

- モニタリング実施の現場（傭船、サンプル採取、分析等）の負荷の適正化
- 各モニタリング実施機関との連携・分担による全体最適化

メリハリを付ける



迅速分析について、

- **広域**での実施は**放出期間中に重点化**  
（放出期間中の実施頻度を総体的にほぼ維持しつつ、運用を合理化）
- **放水口近傍3か所**※  
においては、**放出停止期間中も毎月監視**

※ 共同漁業権設定境界上の3点。これまでガンマ線核種を含めて重点的に監視中

## 4. 環境省の今後のモニタリング実施案

### 【迅速分析】

#### 現状

- 放出期間：1回当たり約17日

- モニタリング実施頻度：

放水口近傍3か所	トリチウム	週1回
	ガンマ線核種	週1回
その他沿岸20か所	トリチウム	2～3週に1回 (ローテーションして実施)

放出期間中においては、放水口近傍3か所では2回強、その他20か所ではほぼ1回実施  
(放水口から遠い地点では放出期間から多少外れる場合もある)

**放出期間中の全体的な実施量を同程度**  
としつつ、放出期間中と放出停止中で  
メリハリをつける運用に

#### 今後（案）

		放出期間中	放出停止中
放水口近傍3か所	トリチウム	期間中に2回実施	月1回実施※
	ガンマ線核種	期間中に2回実施	月1回実施※
その他沿岸20か所	トリチウム	期間中に1回実施	—

※ 放出があった月は、基本的に左欄「放出期間中」の実施分に対応

**放出開始から1年後（令和6年8月末）をメドに、1年間の経過を踏まえて在り方を検討** 4

## 4. 環境省の今後のモニタリング実施案

### 【精密分析】

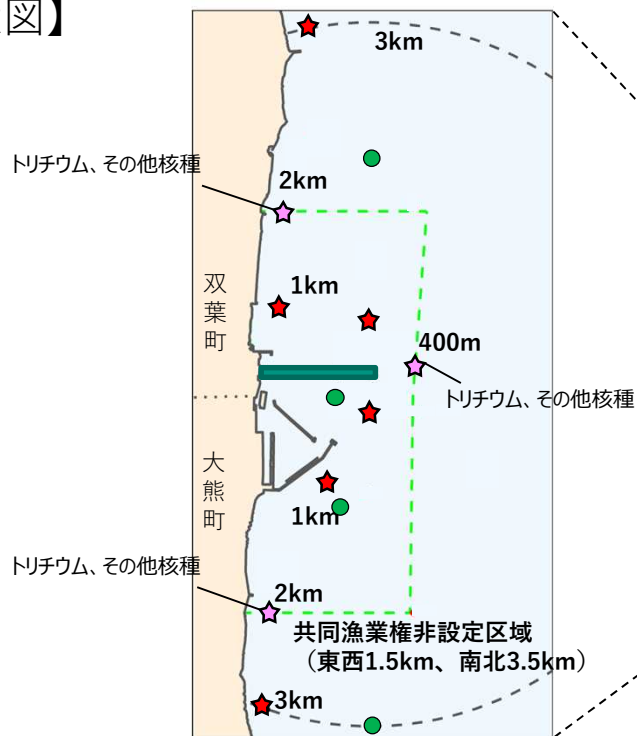
→ 総合モニタリング計画に沿って着実に実施。

トリチウム	全29か所で年4回実施 加えて放水口近傍3か所では月1回実施（今年度末まで）※
主要7核種等	放水口近傍3か所で年4回実施
その他核種（61核種）	放水口近傍3か所で年1回実施

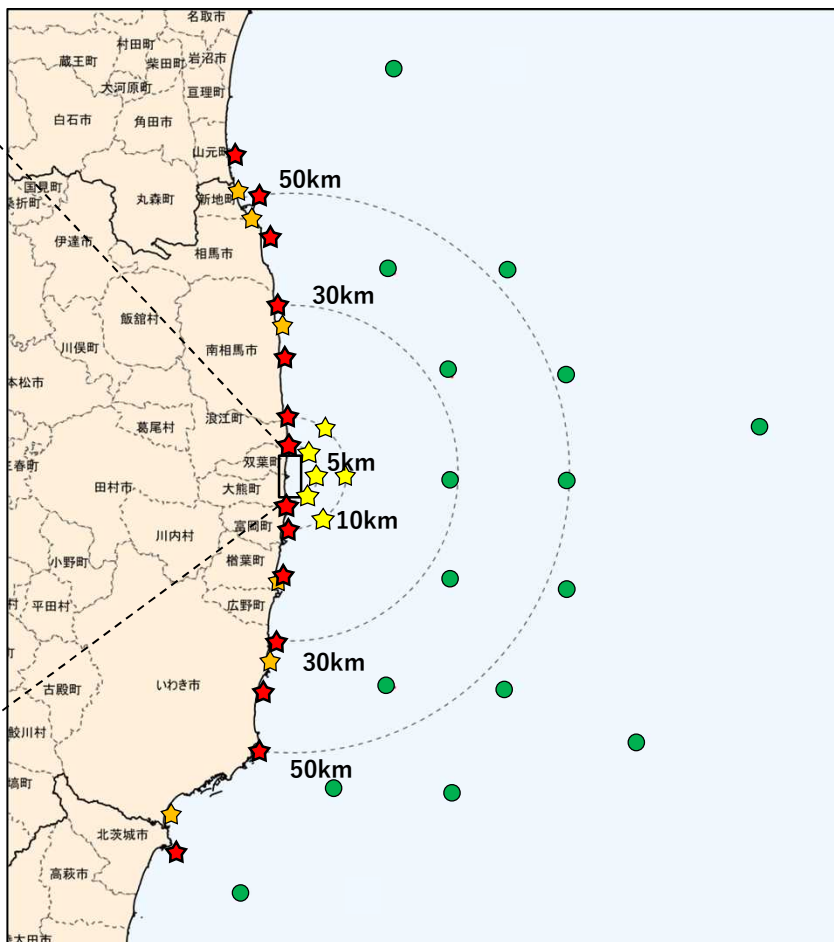
※ 放出開始後の強化を延長。年4回実施分と重複する月を除く

# (参考) モニタリング実施地点マップ

【拡大図】



【広域図】



☆★: 環境省の測点 (計35測点)

●: 原子力規制委員会の測点 (計20測点)

☆: 海水中のトリチウム (迅速及び精密分析)、その他の関連核種を測定 (計3測点)

★: 海水中のトリチウムを測定 (迅速及び精密分析を実施、計20測点)

☆☆: 海水中のトリチウムを測定 (精密分析を実施、計6測点)

☆☆☆: 海水浴場における海水中のトリチウムを測定 (計6測点)